

代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル） 指定管理業務の基準

1 施設運營業務

（1）運営方針

ア 供用日及び供用時間

本施設の供用日及び供用時間は、大阪市港湾施設条例第 3 条に基づき、次の通りとします。

- 供 用 日：1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- 供用時間：午前 0 時から午後 12 時まで

なお、設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、大阪市港湾施設条例第 3 条第 2 項に基づき、あらかじめ市長の承認を得て、本施設の全部又は一部の供用を休止することができます。

イ 通行の規制

大阪市港湾施設条例第 10 条第 6 項に基づき、歩行者並びに次の車両は通行を禁じています。

- ① 自転車、道路運送車両法に規定する原動機付自転車（125cc 以下の自動二輪車）、軽車両
- ② 市長が指定する危険物を積載する車両

（2）職員の配置基準

ア 業務責任者及び業務従事者

指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（基本協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報を含む当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知していただきます。業務責任者を変更したときも、同様に大阪市に通知していただきます。また、業務責任者の下で作業を行う業務従事者についても同様に通知していただきます。

なお、業務責任者は、当該業務の履行に関し、管理及び統轄を行うほか、前述の通知、大阪市港湾施設条例第 3 条に定める供用日又は供用時間の変更、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告、同法同条第 10 項に定める報告、別途締結する協定書において定める大阪市への報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、基本協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができるものとします。

イ 職員の配置

① 職員の基本姿勢

- ・職員は、公の施設の管理者としての自覚を持って、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに、自動車交通路としての本施設の設置目的を理解し、それにふ

さわしい態度で業務にあたってください。

② 総括責任者（業務責任者）の配置

- ・自動車専用道路等（道路法第 48 条の 2 に定める自動車専用道路、高速自動車国道法第 4 条に定める高速自動車国道、その他交通規制が自動車専用道路と同等の道路を含む。以下同じ。）の管理運営にかかる実務経験が 5 年以上ある者を 1 名選任し、総括責任者（業務責任者）として配置してください。

③ 電気主任技術者の配置

- ・本施設は特別高圧受電施設であり、電気事業法の規定に基づき、電気主任技術者を 1 名以上配置してください。

④ 交通監視業務責任者等の配置

- ・交通監視業務責任者は、交通監視員及び交通管理員を統括する。自動車専用道路等における交通警備実務経験 3 年以上の者を配置してください。
- ・交通監視員は、同等の実務経験 1 年以上の者を配置してください。交通監視員のうち、主として設備の運転監視を行う者は同等の実務経験（自動車専用道路等、その他各種プラントにかかる設備の中央制御方式による運転監視等）1 年以上の者を選任してください。
- ・交通管理員は自動車専用道路等における交通警備実務経験 1 年以上の者を配置してください。

⑤ その他職員の配置

- ・本施設の管理運営に支障が無いように適正に人員を配置してください。
- ・各種設備の保守管理にあたっては、関係法令の規定に従い、専門的資格・技術的知見・実務経験を有する者並びにライフサイクルコストの低減・平準化を念頭に置いた企画提案能力に優れた者を、技術監理職員として 1 名以上配置してください。
- ・挙動観測業務においては、トンネル等類似する土木構造物の挙動計測・評価に関する専門的資格・技術的知見・実務経験を有する者を、技術監理職員として 1 名以上配置してください。

（3）業務の内容

本施設全般の管理運営に関する業務

- ・業務の総合的企画及び進行管理、その他技術的判断等管理運営に関する総括は指定管理者が主体となって行ってください。

2 施設管理業務

（1）本施設内の交通監視、施設監視並びに安全対策に関する業務

ア 供用時間中は常に十分な監視体制を整え、適切な安全管理を行ってください。

イ 事故発生時には通行制限等の措置を行い、二次災害の発生を未然に防ぐ対応をとって

ください。

(2) 本施設内の清掃に関する業務

- ア 本施設及び敷地内について、良好な状態に清掃することにより、安全、快適で円滑な交通の確保を図ってください。
- イ 清掃回数等の条件は、指定管理者において適切に設定してください。

(3) 本施設の保守点検及び緊急補修、小規模補修に関する業務

- ア 業務に伴って生じた本施設の損傷等の補修・修繕は指定管理者が行ってください。
- イ トンネル本体及び基幹的な設備機器の補修・修繕は大阪市が行います。但し、指定管理者の管理の瑕疵によって生じた損傷等については、指定管理者の負担とします。
- ウ 本施設の管理運営に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行ってください。
- エ 本施設の安全な利用を確保するために緊急補修を行う必要がある場合は、これを行ってください。
- オ 電気機械設備について、総合的な知識・技術力を有し、不具合発生時にも適切に対応できる技術者を配置するなど、設備を安全かつ効率よく運転・監視するとともに、適切な保安業務を実施してください。
- カ 本施設の自家用電気工作物の工事・維持・運用に関わる保安業務は、指定管理者が電気主任技術者を選任すると共に、保安規定を作成し、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部等監督官庁（以下単に「監督官庁」という。）に届出を行ってください。
- キ 各設備の運転中、操作・使用上の障害となるものの有無を点検し、発見した場合は除去もしくは適切な対応をとってください。

(4) 挙動観測業務に関する業務

- ア 本施設及び夢咲トンネルの沈埋函・躯体の測量、並びに計測値の整理・現況の評価・将来予測値考察等とします。
- イ 指定管理業務は、大阪港咲洲トンネル部分となります。
- ウ 詳細は別途仕様書で定めます。

(5) 夢咲トンネルとの一体管理に関する業務

- ア 本施設と隣接する夢咲トンネルの管理運営について、本施設と一元的に管理する必要性から、本件とは別に、指定管理者との間で夢咲トンネルの管理運営に係る業務委託契約を締結します。
- イ 夢咲トンネルの管理運営について、当該業務を受託する際の業務計画を別途提出することとします。
- ウ 夢咲トンネルにおける交通監視及び設備監視は、主として夢咲トンネル咲洲側換気所

内の管制室内にある中央監視室で行うこととします。

(6) その他

- ア 各種防災設備等の点検時（水噴霧設備の実射放水を含む）にあわせて、止水鉄扉の開閉操作点検を指定期間中1回以上行うこと。
- イ 貸与される備品を適切に管理すること。
- ウ 車両等、貸与される備品以外で業務に必要な資機材の調達は、指定管理者がこれを行うこと。
- エ 事業報告書その他報告書類を作成し、大阪市へ提出すること。

3 事業報告書の作成・提出等

- (1) 地方自治法第244条の2第7項、大阪市港湾施設条例及び大阪市港湾施設条例施行規則の規定により、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を大阪市に提出する必要があります。
- (2) 上記事業報告書の提出期限は、大阪市港湾施設条例施行規則21条により、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内とします。
- (3) 報告内容としては、当該業務の実施状況、施設の利用状況、事業の実施状況（自主事業を含む）、管理運営・事業に要した経費等の収支状況、コスト削減等の取組み等の事項を想定していますが、具体的には別途指示します。なお、大阪市は提出された事業報告と日常的な点検状況等を総合的に勘案し、年度毎の当該業務に関する評価を実施いたします。
- (4) 上記報告内容以外に、当該事業に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等についての報告書を(2)の期限までに大阪市に提出する必要があります。
- (5) 施設管理の適正を期するため、指定管理事業者に対して、上記「事業報告」のほか当該業務又は経理の状況に関し、関係資料の作成及び報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。
- (6) 指定管理事業者は、上記報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従っていただきます。
- (7) 指定管理事業者は、大阪市が地方自治法に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力していただきます。

4 施設・備品等の取扱い

当該業務を実施するために必要な施設等は無償で利用できるものとします。管理等については、大阪市の指示に基づき適正に行ってください。なお、当該施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得てください。

また、当該業務の実施に当たり必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用については指定管理者に負担していただきます。この備品等は、指定期間満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとなります。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者の所有とすることも可能です。

なお、施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、備品一覧等を適宜更新し、当該一覧表等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市の報告してください。

指定管理者は、事故等により、大阪市の財産を滅失又は損失させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従っていただきます。

5 指定管理者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取扱い

当該業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行っていただきます。なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守してください。

(2) 情報公開への対応等

指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成 13 年条例第 24 号）の趣旨を踏まえ、施設管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

なお、当該業務に関わって作成され、大阪市に提出された文書は、大阪市が保有する公文書として情報公開請求の対象となります。また、当該業務に関わって作成されたものの、大阪市が保有していない文書については、大阪市は、指定管理者に当該文書を提出するよう求めることができ、指定管理者は、これに応じなければなりません。

また、指定管理者は、当該業務に関わって作成した文書等を適正に管理することとし、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従って保管文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄することとなります。

(3) 法令等の遵守

代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）を管理運営するに当たっては、次の法令等を遵守

してください。

ア 港湾法、大阪市港湾施設条例、同施行規則

イ 電気事業法、電気通信事業法、建築基準法、水道法、消防法、ガス事業法、道路交通法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、その他施設・設備保守点検に関する法令

ウ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、その他労働法令

(4) 公正採用への対応

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱及び大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、一定規模の事業所においては、公正採用選考人権啓発推進員を設置する必要があります。

(5) 研修の実施

指定管理者は、当該業務を業務従事者が適切に遂行できるよう、人権研修等必要な研修を行っていただきます。

また、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めていただきます。

(6) 秘密の保持

指定管理者は、当該業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、作成又は取得した文書、図面及び電磁的記録並びにその写しを大阪市の承諾なしに他人に閲覧、複写又は譲渡してはなりません。

なお、上記については、指定期間の満了又は指定の取消し後も同様です。

(7) 事故等への対応

指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備していただくこととなります。

また、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を定め大阪市に提出していただきます。当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従っていただきます。

上記事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従っていただきます。

(8) 災害発生時の対応

指定管理施設の指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成 26 年 12 月 1 日条例第 139 号）第 9 条に従い、事業者としての責務を果たすものとします。

指定管理者は、大阪市が示す「指定管理者災害対応の手引き（以下「災害対応手引き」という）」に基づき、災害等発生時の体制を整備するものとします。

大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定（以下「災害時協定」という）」を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければなりません。

指定管理者は、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、当該要請に協力するよう努めるものとします。

(9) 臨機の措置

当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとっていただきます。この場合において、指定管理者は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ大阪市の同意を得る必要があります。また、大阪市が、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することがあります。

臨機の措置をとった場合、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市の直ちに通知しなければなりません。

指定管理者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担します。

(10) 大阪市行政手続条例の遵守

指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成 7 年大阪市条例第 10 号）（以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守してください。なお、行政手続条例第 2 条第 5 号の不利益処分を行おうとするときは、大阪市と協議していただきます。

また、使用許可を行う場合は、行政手続条例第 5 条、第 6 条、第 12 条の規定に基づき、それぞれの基準を作成していただき、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他、適当な方法により公にさせていただきます。

(11) 公正な職務の執行に関する責務

指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）第 2 条第 8 項に規定する委託先事業者の役職員（＝指定管理者の役職員）は、当該

業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たしていただきます。

(12) 暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入

指定管理者若しくは当該業務の一部を受託した者又は請け負った者が、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行っていただくことになります。

(13) 障がい者法定雇用率達成への取組み

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。

応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を中心に誠実に履行してください。(様式6参照)

また、指定期間中に法定雇用率を下回った場合は、大阪市に障がい者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用し、法定雇用率を達成してください。

(14) その他管理運営上の留意事項

ア 大阪市の施策・事業に協力してください。

イ 指定期間中の管理状況、利用者の満足度等については、大阪市が定期的に調査、評価を行います。

ウ 許可なく本施設の改造、改装をしてはいけません。

エ 本施設を指定管理者の業務以外に使用してはいけません。ただし、本施設の用途又は目的を妨げない限度においてあらかじめ採択された（関係省庁との協議・承認を含む）指定管理者の自主事業を実施する場合はこの限りではありません。

オ 本施設を利用して許可なく指定管理者の業務以外、又は他業者の広告、宣伝をしてはいけません。

カ 本施設を目的外に使用する場合は、大阪市に許可を受け、大阪市に所定の使用料を納付することとします。

キ 夢咲トンネルの管理運営業務について、本施設と一体で管理運営する必要があることから、別途発注する業務委託契約を受託することとします。

6 その他

(1) 保険加入

指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に入ってください、それを証明する書類を大阪市に提出していただきます。

(2) 業務の引継ぎ

今回の募集により、指定管理者が代わった場合、新たな指定管理者は、前指定管理者か

らの引き継ぎを誠実に行い、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行してください。なお、引き継ぎによって発生する費用については、新たな指定管理者に関する部分は新たな指定管理者の負担となります。